合理的配慮申請に係る手続きの流れ

下に示す手続きの流れは、標準的な手続きの流れを示すものです。

話し合いの状況によって、別の手続きや相談に移行する場合、手続きの流れが一部変更になる場合、手続き途中で終了となる場合も想定されます。

相談

【 障がい学生支援センターへ相談 】

・ 障がい等を理由とする修学支援相談票（様式1）提出

面談

【 学部等の教職員と面談 】

障がい学生支援センター委員 、 障がい学生支援センター担当者、
関係する教職員と面談

申出・申請

【 障がい学生支援センターへ申出 ・ 合理的配慮内容の申請 】

（※ 様式 2 ・ 3 ・ 4全て年度ごとに要提出）

・ 障がい等を理由とする修学支援申出書（様式2）提出
・ 申請する合理的配慮の必要性が客観的に説明できる資料
（本学指定の医師意見書(同様の内容であれば他の書式使用可)･障害者手帳等）
・ 障がい等を理由とする受講上の配慮申請書（様式3）提出

又は/及び

・ 障がい等を理由とする定期試験上の配慮申請書（様式4）提出

検討

【 学部 ・ 学科等による合理的配慮内容の検討 】

・ 障がい等を理由とする受講上の配慮申請書（様式 3）により検討
・ 障がい等を理由とする定期試験上の配慮申請書（様式 4）により検討

決定

【 合理的配慮内容の決定 ・ 合意形成 】

（ 学部等との建設的対話 ・ 調整の上で決定 ）

実施

【 合理的配慮の実施 】

・ 障がい学生への配慮のお願い（様式5）

又は

・ 学生への配慮に関して（様式6）により、

科目担当教員へ合理的配慮提供の依頼 ・ 実施 ／ 学生への説明

確認・継続

【 状況の継続的確認 ・ 継続申出 ・ 申請 】

・ その後の状況と合理的配慮の提供状況を継続的に確認
・ 次年度の申出 ・ 申請に向けた相談 ・ 調整